

## 第2章

### 国際金融犯罪

#### 『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』

#### 『国家の闇』

これから公表する『国家の闇』は、あろうことか、我が国の政府金融首脳大蔵省（以下、大蔵省と記載。）が、国策として国際金融市場の番人「国際決済銀行（Bank for International Settlements、略称:BIS）」を、国と銀行が欺いた国際金融犯罪『国家犯罪』その裏側に渦巻く『闇』を国民が真剣に「知る時」・「審判する時」、そして、今こそ「目覚める時」、そのための「告発書」なのです！

1988年(昭和63年)12月13日、大蔵省から、国際業務を展開中の民間企業「銀行」に、国際決済銀行(BIS)が設定した「総資産に対して自己資本比率8%以上保持しなければならない」とする国際統一基準(以下「BIS規制8%」と記載)理不尽な通達がなされた。

当時(昭和62年)我が国の銀行は、3%台だった自己資本比率で、国際業務を積極的に活動していました。国際業務を展開中の銀行にとって「BIS規制8%」は、途方もなく高い水準でした。

我が国の銀行が「BIS規制8%」を達成できなければ、国際業務ができなくなり、海外支店も閉鎖することになる。「BIS規制8%」をクリアすることは我が国の金融経済社会の存立基盤にかかることであり、大蔵省指導のもと、各銀行が対応するため、その具体的対策を協議検討しました。

大蔵省は、国際決済銀行(BIS)を欺く国際金融政策として、銀行に金融機関内限定の条件付き極秘特別「プロジェクト」の開設を認めたのです。

各銀行が、金融機関内限定条件付き極秘特別「プロジェクト」本来の目的「BIS規制8%」クリア対策を悪用して収益第一主義に走り不正と腐敗を撒き散らしたその挙句に、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた。

### 極秘「特別プロジェクト」の目的。

極秘「特別プロジェクト」の目的は、分母の圧縮を装った違法取引で自己資本比率向上、計測数字の操作「BIS規制8%」クリア操作することだったのです。

国際金融業務を展開中の各銀行が極秘「特別プロジェクト」内で、銀行が「BIS規制8%」クリア操作を行うため、銀行が勝手に無断で銀行のダミー預金者を捏造し「0円」で普通預金口座を開設した。

銀行が、私設造幣局となりダミー預金者名義で、一口50億円・一口100億円という、金銭の伴わない「粉飾預金」を担保に店頭手形貸付取引を装い、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式・「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品を偽造した。

銀行が、銀行のダミー預金者名義で50億円・100億円の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式・「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品を用いて、ノンバンクと他行預金担保融資取引「銀行⇔ノンバンク」を行い自己資本比率向上操作、特殊な違法取引を大蔵省が認めた極秘「特別プロジェクト」です。

皆様に、ご理解して戴きたいことは、国と銀行が極秘「特別プロジェクト」内で犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その深層に渦巻く『闇』極悪非道な悪事を大蔵省「銀行局」が隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げた、信じられない「事実」、信じたくない「現実」なのです。

私を暗黒の「闇」に29年間も引きずり込んだ、自民党独裁政権の金融族議員そして、政権に癒着している官僚たちは、もう一度、日本国憲法を勉強すべきである。勉強すれば、我が国が憲法を無視した「無法国家」である「現実」を知ることになる。

我が国には法がない「無法国家」を立証する！

1991年（平成3年）大蔵省「銀行局」の方針に従い、国家権力に、基本的人権を無視され「銀行員を操る3300億円の黒幕」に仕立て上げられた。

全く、身に覚えのない荒唐無稽なデッチ上げ話です。

大手都市銀行を舞台に、若干41歳のそれも個人が、銀行員を操り3300億円をノンバンクから騙し取って費消した「銀行員を操る3300億円の黒幕」と政府の広報部である『報道機関の闇』が、荒唐無稽な「犯罪」と承諾して大騒ぎする。そして「犯罪者」をデッチ上げる「無法国家」なのです。

私だけが「無法国家」と断言できる生き証人なのです！

29年間です。29年『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を大蔵省「銀行局」の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関が総力を上げて国民に隠蔽した『闇』を、立証できる証拠を提示して白日の下に晒します。

29年「暗黒の闇」に引きずり込まれ、時間と労力と巨額な資金を投入し『闇』を立証できる証拠を集めまくり、ノンバンクからの融資金の流れを立証した帳票類・取引状況を立証した取引関係資料を一枚、一枚解明、解析しました。

その結果は、恐ろしい国家が自ら国法を無視した『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』その『闇』の姿を明らかにすることができたのです。国民に証拠を提示して『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を「知らせなければ」ならない、このままでは日本はダメになる。

強い信念に駆られて、国家と民間企業「銀行」が、自ら国法を無視した『国家犯罪』を分かり易くご理解して戴くため、個々に『国家の闇』・『銀行の闇』・『警察・検察・裁判所の闇』と名付け、その『闇』の実態を、裁判所の記録に基づいて、否定しようのない歴然とした証拠を提示しながら、明らかにして参ります。

具体的には富士銀行（現みずほ銀行）・東海銀行（現三菱UFJ銀行）・協和埼玉銀行（現りそな銀行）の3銀行が、極秘「特別プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア対策用の「BIS規制8%」クリア操作を銀行ぐるみ犯したのです。

極秘特別「プロジェクト」の『闇』をまとめると、以下の通りです。

- 銀行がダミー預金者を捏造し、
- 銀行がダミー預金者名義で「粉飾預金」を作成し、
- 銀行がダミー預金者名義で「預金担保債権」を偽造し、
- 銀行がダミー預金者名義で「大口預金」を作成し、
- 銀行がそのダミー預金者名義で「巨額な損失金」を発生させた。
- その結果、銀行がダミー預金者名義を「粉飾決算」処理した。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行秋葉原支店を舞台に、警視庁捜査二課が「逮捕状」・柳検察官が「起訴状」(一)・裁判所が「罪となるべき事実」(一)をデッチ上げた、それぞれの「職務犯罪行為」を立証する。

はじめから『この世に存在しない』犯罪のデッチ上げ！

秋葉原支店が犯した「BIS規制8%」クリア操作のダミー預金者捏造！

『国家犯罪』を暴露した「0円」の秘密！

平成3年6月13日、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、ウェイアウトスポーツの意思に関係なく、無断で勝手に銀行のダミーウェイアウトスポーツ預金者を捏造し、その普通預金口座を新規「0円」で開設した違法取引を立証する。

1991（平成3）年8月12日付、捜査関係事項照会回答書に添付された

秋葉原支店の「預金元帳」をご検証ください。

口座番号	66600
口座名義	ウエイアウトスポーツ
口座開設日	1042525
口座開設場所	64年1月から3年6月まで

預金元帳調査結果

口座 66600 店名 秋葉原支店

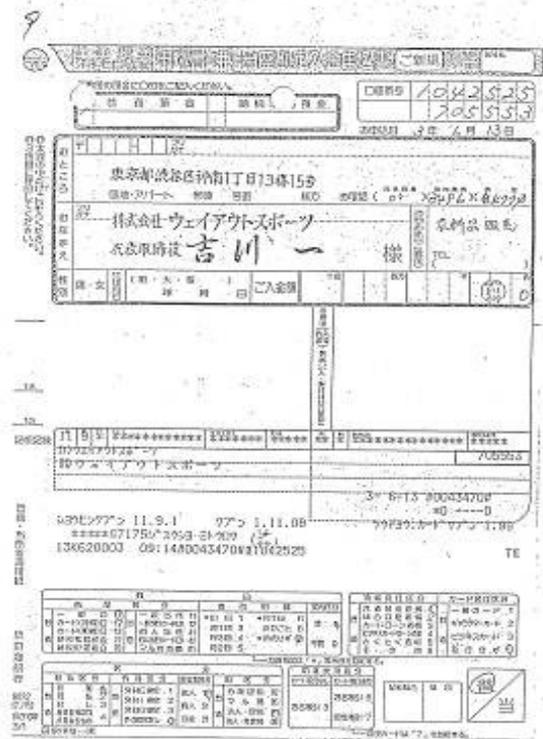
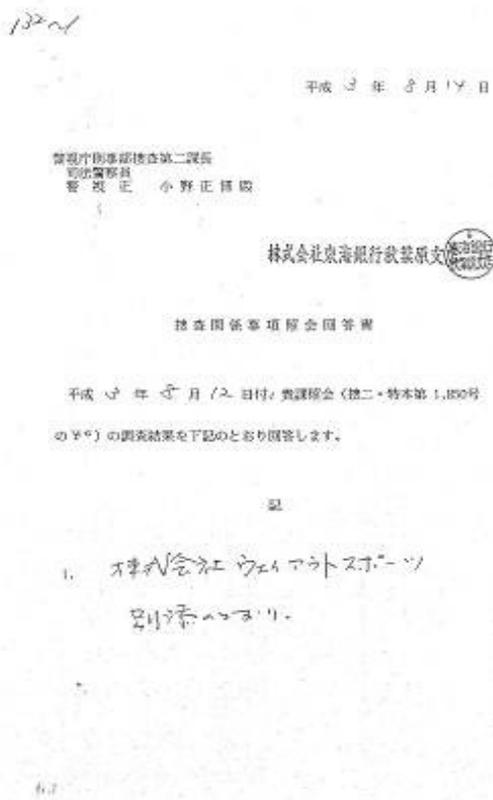
センター開設日 3年7月30日

ページ 1

口座番号	氏名	商品区分	取引日	(起算日)		元帳残高	取引日	取引場所	代位代理店	利率	摘要
				入金金額	支払金額						
1042525	ウエイアウトスポーツ		6/13	0	0	6256600					

この普通預金元帳は、預け入れ金「0円」で銀行のダミーウエイアウトスポーツ預金者名義の普通預金口座が捏造されていることを立証した。

1991（平成3）年8月12日付、捜査関係事項照会回答書に添付された秋葉原支店の「手続伝票」をご検証ください。



警察当局が捜査した帳票類こそ、秋葉原支店が銀行ぐるみ、ウエイアウトスポーツ・マッシュの意思によらず、無断で勝手に銀行のダミーウエイアウトスポーツ・マッシュ預金者名義を捏造しその名義で普通預金口座を「0円」で開設した。

この「手続伝票」で『平成3年6月13日、午前9時14分「ご新規」ショウヒンクブン「普通預金口座」を預入金「0円」で、ジュウシヨミトウロク』であることがわかる。

普通預金口座が「0円」で開設することは、あり得ない。開設されたことは、秋葉原支店がウェイアウトスポーツに無断で勝手にウェイアウトスポーツの意思によらず「0円」で普通預金口座を開設したことを示している。

即ち、預金契約は、消費寄託契約の一種であるから、その成立には、預金者の預金の意思と現実に金銭を預託するという要物性の要件を満たすことが必要である。

そのため銀行では預金者の意思確認をすること、その方法、金銭の受け入れについてこと細かく規制されている。

ところが、秋葉原支店は、これらの規制に反して「BIS規制8%」クリア操作するため、名義人の意思によらず「0円」で普通預金口座を開設したことを示している。秋葉原支店行内で「0円」の普通預金口座が開設されたなら「BIS規制8%」クリア操作であることの「証」極秘特別「プロジェクト」大型案件を示す「0円」の秘密です。

後に、客観的諸証拠で明らかにしますが、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、昭和62年3月～平成3年6月末まで、約5年間も繰り返し「BIS規制8%」をクリアする操作用の他行預金担保融資取引に、「0円」で捏造した銀行のダミー預金者名義の普通預金口座から大口預金(定期預金・通知預金)を、総額1930億3600万円(75件)も偽造したことが立証されてるのです。

それが許されたのは、秋葉原支店行極秘特別「プロジェクト」内で「BIS規制8%」クリア操作の「証」として、ダミー預金者の捏造が行われ、そのダミー預金者名義で普通預金口座が「0円」で開設されていた大型案件「0円」の秘密です。当然のこと大蔵省「銀行局」も認めた極秘特別「プロジェクト」だからである。

秋葉原支店の「ポケット」。

秋葉原支店において「0円」の普通預金口座や当座預金口座が開設されたことは、行内で資金がどのように流れたのか各帳票類で残す実務作業にダミー預金者名義の普通預金口座を「ポケット」に用て、銀行が私設造幣局となり銀行のダミー預金者名義で、一口50億円・一口100億円の金銭の伴わない「架空預金」を偽造した「犯罪事実」を立証した。

平成7年2月29日一審第37回公判証人ウェイアウトスポーツ社長の公判調書です！

ご検証ください。

意思があるんですかというような確認はされてますか。	されていません。
ほとんど森本のほうに任せているという状態ですか。	はい。
次に、マッシュとウェイアウトスポーツの普通預金口座を東海銀行秋葉原支店に開設をするという話がありましたか。	はい。そういう話がありましたか。
だれからあったかということですか。	それはなかったと思います。
ウェイアウトスポーツとマッシュの普通預金口座が東海銀行秋葉原支店に開設され、その普通預金通帳があることは知ってますか。知らないですか。	当時は知らなかったです。
見せられたこともなかったんですね。	はい。
あなたのほうで開設をしたということはないということですよ。はい。	はい。
今のようなことは、川含さんのほうからどういう話があったんですかということだったんですが、一方、六月の二〇日の協和商工についてはどうですか。	同じです。
ほとんど同じですよ。はい。	はい。

裁 判 所

(以上 秋吉 峰子)

秋葉原支店内で、ウェイアウトスポーツ名義の「普通預金口座」を開設したことを「当時は知らなかったです」と、証言したのです。

平成7年2月23日一審第38回公判証人ウェイアウトスポーツ同様ダミー借受名義人に仕立て上げられたマッシュ社長 坂井修一の公判調書 (P1) を検証ください。

速記録		平成七年二月二三日 第三八回 公口頭弁論
事件番号	一 号等	証人 坂井修一
平成四年刑わ第	一 号等	氏名
弁護人(後藤)		
あなたは、あなたの、今、左に座っている室岡さんと面識がありますか。		
ございません。		
今日、初めて会いましたか。		
ええ、初めてです。		
お話ししたことはないですか。		
ないです。		
電話をしたこともないですか。		
ないです。		
全く知らないですね。		
はい。		
今日、初めてこの法廷で会ったということは間違いありませんね。		
はい、そうです。		
あなたは有限会社マッシュの代表取締役ですよ。		
はい。		
室岡克典さんがこのマッシュの支配者、あるいは経営者という事実はございますか。		
ありません。		
そんな要業は一点もありませんね。		
ないです。		
あるいは、マッシュが、室岡さんに自分の会社の名前を勝手に使っている		

2318

マッシュ社長が法廷で宣誓したうえで証言しました。

弁護人後藤

あなたは、あなたの、今、左に座っている室岡さんと面識がありますか。

証人

ございません。

今日初めて会いましたか。

ええ、初めてです。

お話ししたことはないですか。

ないです。

電話をしたこともないですか。

ないです。

全く知らないですね。

はい

今日初めてこの法廷でお会いしたということは間違いありませんね

はいそうです。

あなたは有限会社マッシュの代表取締役ですよ。

はい

室岡克典さんがこのマッシュの支配者あるいは経営者と言う事はございませぬ  
ありません

そんな事実は一点もありませんね。  
ないです。

私も、このマッシュなど全く知りませぬ。にもかかわらず、警察・検察・裁判所  
は、私がマッシュを自由自在に出来る『銀行員を操る 3300 億円の黒幕』にしたて  
る為、私のダミー会社だとか好き放題にデッチ上げた「証」です。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、このように法廷で証人が証言した「事実」を全  
て無視したのです。司法機関、総がかりで法治国家の法廷で証人が宣誓した上で証  
言した『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていき  
たいんだ！』公的に記録された証拠なのです。そして恐ろしい事実は、裁判所がこ  
の証言を全く無視した現実なのです。（後に、32回公判記録で立証する。）

マッシュ社長の法廷証言を真剣に検証してください！

平成 7 年 2 月 23 日一審第 38 回公判調書 (P 2) を検証ください。

<p>あなた、マッシュは、東海銀行秋葉原支店に普通預金口座を開設したこ とはありましたか。</p> <p>ありません。</p> <p>開設することを依頼したということはありませんか。</p> <p>ありません。</p>	<p>よというようなことを承諾したことはございませぬか。</p> <p>ないです。</p> <p>それから、平成三年六月の十三日、オリックス・アルファ株式会社という 所から、有限会社マッシュが五〇億円の融資を受けたということについて は、あなたが検面調書で述べているところによると、配達証明が来たんで 初めて分かったという調書になっておられますね。</p> <p>はい。</p> <p>そうすると、平成三年六月の十三日の五〇億円の融資については、あなた は何も知らないということでもよろしいですか。</p> <p>知りませぬ。そのとおりです。</p> <p>あなたは吉川一さんを知っていますか。</p> <p>知っています。</p> <p>吉川一さんに、マッシュとして委任をした、代理権を与えたという事実は ございませぬか。この平成三年六月の十三日の五〇億円の融資について。</p> <p>それはないです。</p> <p>オリックス・アルファの川合さんという方、あるいはオリックス・アルフ アという所から五〇億円を融資するんだけど、どうですか、社長とい う意思確認はございませぬか。</p> <p>ありません。</p> <p>あなたは、この六月十三日の五〇億円の融資に関係しての契約書類に署名 押印したことはありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>そういう関係書類を手にしたことはありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>有限会社マッシュ名義の約束手形があるんですけれども、これを振り出し たという記憶はありますか。</p>
---	---

この公判調書で明らかなように、マッシュは「約束手形」も「オリックス・アル  
ファ」も「普通預金口座の開設」も何も知らないのです。

公判調書に記載されている証言は、以下のとおりです。

『そうすると、平成三年六月の一三日の五〇億円の融資については、あなたは何も知らないということによろしいですか。

知りません。そのとおりです。

あなたは吉川一さんを知っていますか。知ってます。

吉川一さんに、マッシュとして委任をした、代理権を与えたという事実はございませぬか。この平成三年六月の一三日の五〇億円の融資について。

それはないです。

オリックス・アルファの川合さんという方、あるいはオリックス・アルファという所から五〇億円を融資するんだけれども、どうですか、社長という意味確認はございましたか。

ありません。

あなたは、この六月一三日の五〇億円の融資に係る契約書類に記名捺印したことはありますか。

ありません。

そういう関係書類を手にしたことはありますか。

ありません。

有限会社マッシュ名義の約束手形があるんですけども、これを振り出したという記憶はありますか。

ありません。

この五〇億円の融資を受けたという認識はありますか。

ありません。

それから、東海銀行秋葉原支店から、平成三年六月の一三日に、四八億円余のお金がマッシュあてに送られているんだけれども、これを通知預金してよろしいですかという確認の電話はありましたか。

ありません。

電話じゃなくても確認の連絡はありましたか。

ありません。

あなたは、マッシュは、東海銀行秋葉原支店に普通預金口座を開設したことはありましたか。

ありません。

開設することを依頼したということはありますか。

ありません。』

以上、極秘特別「プロジェクト」を立証した、大型案件「0円」の秘密、秋葉原支店ダミー預金者名義の「ポケット」です。

大蔵省「銀行局」の方針に従い『警察官・検察官・裁判官』が闇の執行人となり、平成3年6月13日、オリックスアルファが「協力預金」名下の預金担保融資取引を行い、100億円騙された「詐欺有印私文書偽造同行使」罪をデッチ上げた。

証拠は『警察官・検察官・裁判官』闇の執行人が主張する犯罪取引構造「**オリックス・アルファウェイアウトスポーツ・マッシュ**」が存在せず、詐欺罪の犯罪構成要件である「欺罔」も「誤信」も「騙取」も成立の余地がない。

もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのです。

### 『真実』

平成3年6月13日、**オリックス・アルファは秋葉原支店と他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」**システムどおり「BIS規制8%」クリア操作の民事取引を行い金利を得ていたのです。

そこに、オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しない。オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の**他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」**をシステムどおり行った事実を、取引に使用された「**約束手形債権**」（CP）**金融商品一式**が立証した。

はじめから『この世に存在しない』犯罪！

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は、はじめから『この世に存在しない』即ち、大蔵省「銀行局」の方針に従い『警察官・検察官・裁判官』が闇の執行人となり、本件巨額詐欺事件をデッチ上げた「職務犯罪行為」を告発する。

もう一度、断言する。オリックスアルファは秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作の**他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔ノンバンク」**を民事・商事の法に則し

て金利を得ていた。そこに「犯罪」は、存在しない。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」を、検察官が起訴状（一）そして裁判所が「罪となるべき事実」（一）で、主張した、本件詐欺事件の**犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」**は存在しない。当然のこと犯罪構造「**協力預金**」**名下の預金担保融資**も存在しない。

### 証拠は

秋葉原支店極秘「プロジェクト」**以外に作成することができない**、秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の預金担保債権「**約束手形債権**」(CP)金融商品一式「**約束手形**」・「**通知預金通帳**」・「**預金払戻解約書**」・「**質権設定承諾書**」を**オリックスアルファ**が、所持していることが「証」である。

他行預金担保融資取引「**秋葉原支店⇔オリックスアルファ**」を立証する。



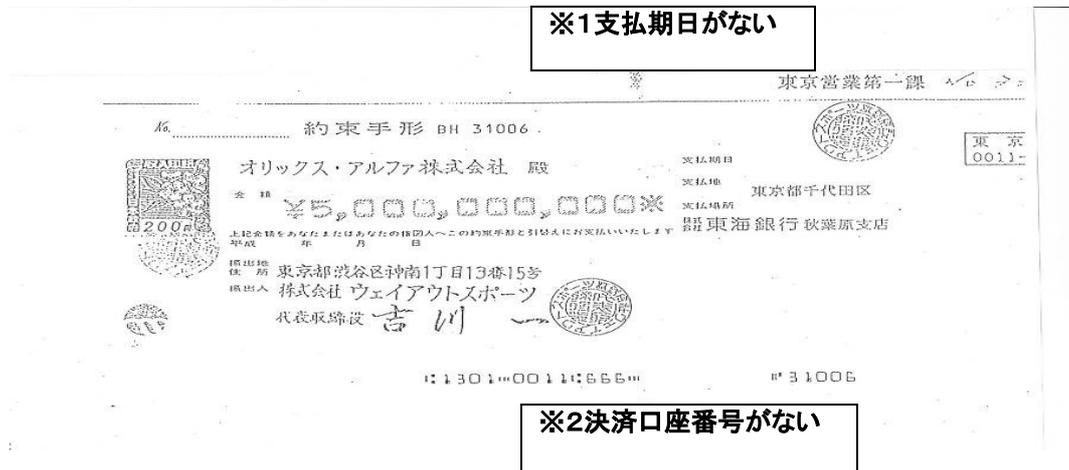
- ① 平成3年6月12日、秋葉原支店とオリックスアルファが金融機関内限定条件付き極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミーウェイアウトスポーツ名義で50億円の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行った。
- ② 平成3年6月12日、オリックスアルファが秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金、太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を作成した。
- ③ 平成3年6月13日大分銀行東京支店が行った小切手ソウキン手続きです。
- ④ 振込先は秋葉原支店「別段預金口座」宛です。

そこに、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」柳検察官が「起訴状」（一）そして裁判所が「罪となるべき事実」（一）で、主張した本件、詐欺事件は存在しない。

ここで「BIS規制8%」クリア操作の実態を (A) ~ (G) で立証する。

(A) 約束手形を確認ください。

「約束手形」



※1 「支払期日」誰が見ても判る「白地」で、支払期日無指定の一覧払（何時でも払います）という意味です。つまり「質権」を用いた50億円の通知預金通帳と預金払戻解約請求書（届出印のあるもの）が約束手形決済資金として一体にした「質権」（民法467条）です。（後に、50億円の通知預金通帳と預金払戻解約請求書を提示する。）

※2 「決済口座」これも「白地」でなければ、何時でも決済できる預金債権、50億円の通知預金通帳に預金払戻解約請求書（届出印が押捺された）ものが一体となっている意味がないのである。

秋葉原支店は、同支店が支払場所として印刷され、最初から決済口座の番号が印字されていない、同銀行がそのウェイアウトスポーツに貸付をする際に徴する約束手形用紙により、秋葉原支店がダミーとして仕立てたウェイアウトスポーツから一覧払（※）の（あるいは支払期日の記載のない）約束手形の振出・交付を受け、これをオリックスアルファに譲渡した。

本件約束手形が存在していた理由は、この手形に何時でも支払うという (B) 通知預金通帳と届出印が押捺された (C) 「預金払戻解約請求書」が一体となった「金銭債権」譲渡を (D) 「質権設定承諾書」による「指名債権」を用いて「約束

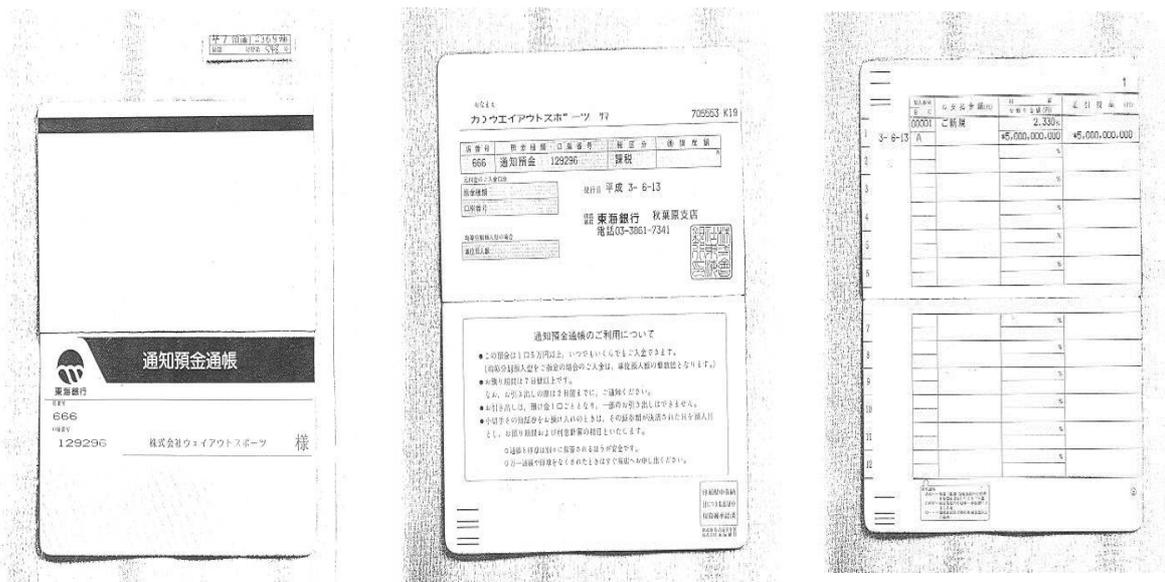
手形」に (B) (C) 「預金」が一体となった「約束手形債権」(CP) 金融商品一式 (A) (B) (C) (D) としたものである。

この「約束手形債権」(CP) 金融商品一式である (A) 約束手形と (B) 通知預金通帳と届出印の押捺された (C) 預金払戻解約請求書は一体であり、別々として存在することはないのである。

その理由は、約束手形が一覧払であり、決済口座不存在である意味が何時でも決済できる「金銭債権」が「約束手形」と一体として (D) 「質権設定承諾書」が存在することなのである。「BIS規制8%」クリア操作するために特別に金融機関の間だけで、他行預金担保融資取引する目的で作られたものである。

(A) 約束手形は何時でも支払うという (B) 通知預金通帳と届出印が押捺された (C) 預金払戻解約請求書が一体となった預金担保債権であり、民法363条「質権」による民法364条「指名債権」を用いた民法467条「第三者対抗要件とした確定日付による譲渡」を (D) 「質権設定承諾書」で実行したものである。

(B) 通知預金の意味するもの  
通知預金通帳をご確認ください。



東海銀行秋葉原支店は、この通知預金を前記手形貸付の担保とするものである。この通知預金は、50億円もの巨額をいつでも払いますよ、という期日無指定の預金であって、経済社会において現実に存在することの絶対ないものである。「BIS規制8%」クリアの操作用に特別に作られたものである。

**(C) 預金払戻解約請求書の交付が語る事実**  
**預金払戻解約請求書を確認ください**

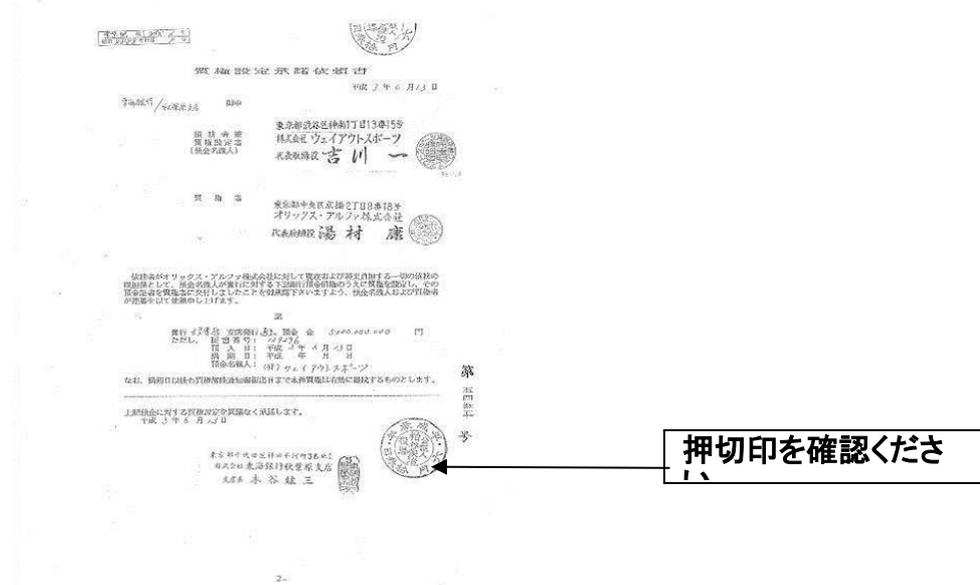
印鑑を確認ください。

この預金払戻解約請求書の交付こそ、秋葉原支店からノンバンクへの預金債権譲渡の証拠である。

※取引関係書類 (A) 約束手形 (B) 通知預金通帳 (C) 預金払戻解約請求書これらが一体となって「約束手形債権」つまり秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作をする目的用に作成した預金担保債権流動化目的とした、預金担保債権「約束手形債権」(CP) 金融商品一式なのである。

当然預金債権は「指名債権」であるから (D) 「質権設定承諾書」を用いた民法363条、第364条、第467条に則して実行したのである。まさに犯罪のない民事・商事の経済取引に捜査機関が不当介入した「職務犯罪行為」である。

(D) 質権設定承諾書を確認ください。



※押切印では、警視庁捜査二課・柳検察官・裁判官が主張する「協力預金」資金融資の融資金を用いた「預金」を「拘束」するのであれば、支店長印でなければならぬのである。そもそも「預金預入番号—00001」不存在では、通知預金口座、単なる口座を「拘束」しても論外なのである。

この質権設定承諾書の存在は、前述した通り、金融機関内で形式的に預金名義人の債権者による預金債権者差押等を防ぐために民法467条「指名債権の譲渡」確定日付を取得するのである。

しかるに、柳俊夫検察官貴殿の起訴状（一）（二）（三）「公訴事実」で主張した、「協力預金」の融資金をもってする通知預金への質権設定を銀行が承諾して「預金を拘束する」と主張する。

しかし「協力預金」そのものを質権設定承諾書で「預金拘束する」目的であるのに預金の存在を立証すべき「預金預入番号—00001」が存在しない場合は、単なる通知預金口座つまり「口座」の拘束を行うことになり論外なのである。

闇の執行人、柳俊夫検察官貴殿が、勝手に預金拘束話をデッチ上げて「マンガチック」になるだけなのである。（後に客観的諸証拠で立証する）。

手形用紙番号 BH 31007 を直視！

確認して下さい。約束手形帳交付簿（手形用紙）写し 36 枚の内の 1 枚です。

35

約束手形帳交付簿 (巻用)

名	手形番号	枚数	交付日	氏名	手形番号	枚数	交付日	氏名
...	30976	1	3.5.9	...	31001	1	3.6.6	...
...	30977	1	3.5.9	...	31002	1	3.6.6	...
...	30978	1	3.5.10	...	31003	1	3.6.6	...
...	30979	1	3.5.13	...	31004	1	3.6.10	...
...	30980	1	...	...	31005	1	3.6.11	...
...	30981	1	...	...	31006	1	...	...
...	30982	1	...	...	31007	1	...	...
...	30983	1	...	...	31008	1	3.6.12	...
...	30984	1	3.5.14	...	31009	1	...	...
...	30985	1	3.5.16	...	31010	1	3.5.16	...
...	30986	1	3.5.28	...	31011	1	...	...
...	30987	1	...	...	31012	1	...	...
...	30988	1	...	...	31013	1	...	...
...	30989	1	...	...	31014	1	...	...
...	30990	1	...	...	31015	1	3.6.12	...
...	30991	1	...	...	31016	1	3.6.17	...
...	30992	1	...	...	31017	1	3.6.18	...
...	30993	1	...	...	31018	1	...	...
...	30994	1	...	...	31019	1	...	...
...	30995	1	...	...	31020	1	3.6.19	...
...	30996	1	3.5.31	...	31021	1	3.6.19	...
...	30997	1	3.6.4	...	31022	1	3.6.19	...
...	30998	1	...	...	31023	1	...	...
...	30999	1	...	...	31024	1	...	...
...	31000	1	...	...	31025	1	...	...

334

これが本件「約束手形」に用いた  
手形用紙 番号番号 BH 31006・  
BH31007 です

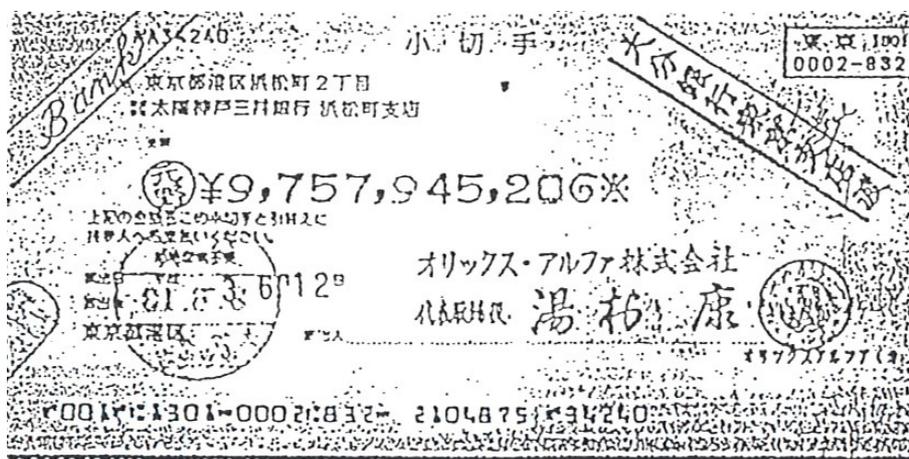
間違いなく、秋葉原支店内店頭貸付で作成された、ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の「約束手形債権 (CP)を偽造した (有価証券偽造) を立証した「約束手形用紙」番号 BH 31006・BH 31007 です。

オリックスアルファ は「BIS規制 8 %」クリア操作する自己資本比率向上操作作用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を行いシステム化された金利を得たのです。

秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行ぐるみ銀行のダミー ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義で額面 50 億円の「約束手形債権」 (CP) 金融商品一式を偽造した証拠です。

**(E) 小切手の振出しが「BIS 規制 8 %」クリア操作資金を証明。**

平成3年6月12日、オリックスアルファが秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金、太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を作成した。



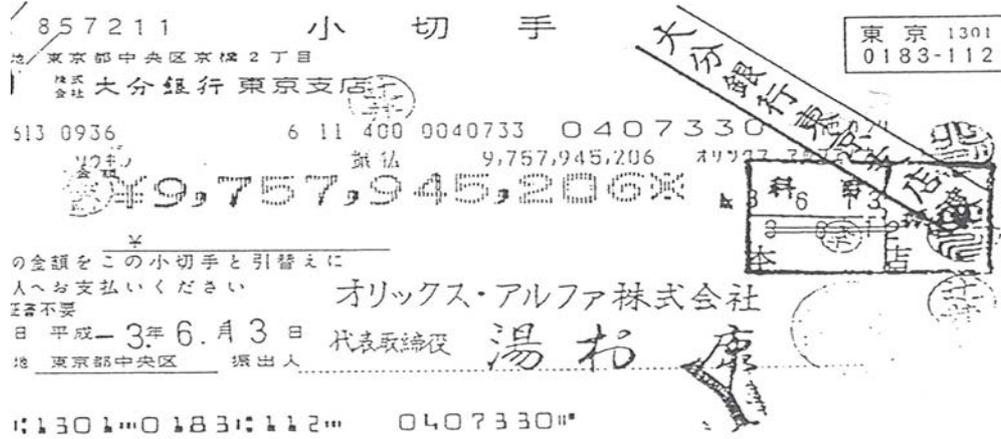
平成3年6月12日、振出した小切手は、特別な「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）という、金融機関だけが許された錬金術を表している。

オリックスアルファ経理部は秋葉原支店の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を受け取ったから太陽神戸三井銀行 浜松町支店振出小切手を、大分銀行東京支店口座に他店券で「小切手入金」して大分銀行東京支店の「BIS規制用の専用融資枠」から融資を受けた。

#### (F) 小切手振込送金（便宜扱い）

平成3年6月13日 小切手送金手続きです。

その証が、平成3年6月13日、大分銀行東京支店が「小切手出金」を「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）として「他カブリ ソウキン 振払 9,757,945,206 オリックスアルファ（カ）」としている。



**(G) 振込依頼書の手続きです。**

平成3年6月13日 振込依頼書の手続きです。  
振込先は秋葉原支店「別段預金口座」宛なのです。

このようにして、秋葉原支店とオリックスアルファは金融機関内限定の「BIS規制8%」クリア操作小切手送金を平成3年6月13日午前9時39分、秋葉原支店別段預金口座宛にした。※ちなみに「別段預金口座」は秋葉原支店の口座です。

オリックスアルファが金融業者として、秋葉原支店別段預金口座に振込送金できるのは「BIS規制8%」クリア操作、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」を行った「証」である。

国際決済銀行（BIS）を欺くため、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ名義の預金担保債権「約束手形債権」（CP）「金融商品」一式の流動化（売却）を他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」で「BIS規制8%」クリア操作を行った「証」である。

経済の原理原則で、起訴状（一）平成3年6月13日、オリックスアルファから100億円を騙し取った第二幕、本件詐欺事件の犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資は存在しない。当然のこと犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」は、はじめから『この世に存在しない』のである。

以上、国際決済銀行（BIS）を欺くため、秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行ぐるみ秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ名義の預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」で、システム化された「BIS規制8%」クリア操作を立証した。

もう一度、申し上げます。

大蔵省「銀行局」の方針に従い『警察官・検察官・裁判官』が闇の執行人となり、平成3年6月13日第二幕、オリックスアルファが「協力預金」名下の預金担保融資取引を行い、100億円騙された「詐欺有印私文書偽造同行使」罪をデッチ上げた。

証拠は『警察官・検察官・裁判官』が闇の執行人が主張する犯罪取引構造が存在せず、詐欺罪の犯罪構成要件である「欺罔」も「誤信」も「騙取」も成立の余地がない。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもない。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官は、民事不介入の大原則を無視して、はじめから『この世に存在しない』第二幕、銀行員が私とウェイアウトスポーツ社長吉川一と共謀した「詐欺有印私文書偽造同行使」罪をデッチ上げ公訴提起した「公訴権濫用」まさに「職務犯罪行為」である。

大蔵省「銀行局」だろうとなんだらうと勝手に**第一幕、「預金担保融資」の融資金とか、第二幕「協力預金の資金融資」取引の融資金などと『警察・検察・裁判所』が台本通りデッチ上げることは断じて許されない違法行為「職務犯罪行為」と断罪する。**

証拠は

オリックスアルファ代表取締役社長湯村康氏の証言です。

銀行秋葉原支店のほうに証人自身が交渉に行ったという事はありますか。  
はい、行きました、それは。  
どなたにお会いになりましたか。  
あのときは、私自身もそうですけど、うちの関係の事務方も一緒に、確か三人ぐらいで行ったと思います。  
それで、相手はどなたが対応されましたか。  
最初、支店長代理さんだと、今記憶しておりますが、そのあとに支店長も見えました。大分時間をおいてから。  
同じ日ですか。  
同じ日です。  
いつごろですか。その富士銀行の件が新聞などで報道されたのが平成三年の七月の二五日なんですけれども。  
あんまり聞がなかったと思います、その間に。二五日であったか、  
数日たったか、とにかく、ちょっと、今、これもあれですけれども、あまり聞がなかったと思います。  
聞がなくして、東海銀行秋葉原支店のほうに行かれたわけですね。  
はい。  
これはどういうことのために行かれたんですか。  
我々は富士銀行の件も預金担保でもってやっておりまして、これは富士銀行については、即刻、これは弁済と言いましょるか、してもらったし、そういうこともありまして、東海銀行のほうに早速、行きまして、これを、いわゆる我々としては決済してほしいというところで、おじゃましました。  
そうすると、東海銀行秋葉原支店の最終的には支店長という方が対応されたということですけども、東海銀行秋葉原支店としては、これはどういう結論だったんですか。

銀行秋葉原支店のほうに証人自身が交渉に行ったという事はありますか。  
はい、行きました、それは。  
どなたにお会いになりましたか。  
あのときは、私自身もそうですけど、うちの関係の事務方も一緒に、確か三人ぐらいで行ったと思います。  
それで、相手はどなたが対応されましたか。  
最初、支店長代理さんだと、今記憶しておりますが、そのあとに支店長も見えました。大分時間をおいてから。  
同じ日ですか。  
同じ日です。  
いつごろですか。その富士銀行の件が新聞などで報道されたのが平成三年の七月の二五日なんですけれども。  
あんまり聞がなかったと思います、その間に。二五日であったか、

払うあれは当然、こういう事態はよく支店長も知っておりますし、ですけど、ちょっと待ってほしいというように、なんかちょっと私は記憶しているような感じがいたします。即刻、即日じゃなかったような気がいたします。というのは、逆に言いますと、富士銀行は即日だったんです。  
富士銀行は、即日、富士銀行が払ったということだけでも、東海銀行のほうは待ってくれと。  
ちょっと待ってほしいというように私はちょっと記憶しております。  
そのような融資取引は東海銀行秋葉原支店には関係がないと。したがって、払う必要はないんだと、こういったようなことは言われましたか。  
そういう感じはあまり私は受けませんでしたですね。銀行としては当然のような感じでありましたし、ただ、私は五〇億円という  
のは、これは推察でございまして、すぐその日のうちに金が支店として用意できたかどうか、用意できるのかできないかは分かりませんが、おそらく、そのへんならうなという感じはいたしました。だから、そんなこともあるかなというところで、私はなんか帰ったような感じがいたします。  
東海銀行秋葉原支店の支店長代理の森本享が勝手にやっているんだから、東海銀行側としてはあずかりしないことだというような話はありませんか。  
そういうような感じは一切なかったですね。  
東海銀行秋葉原支店のほうとしては、ただ、お金ができないんで待ってくれという感じだったということですか。  
いや、お金ができないということは言っておりませんが、銀行としてちょっと待って欲しいというのはそれ以外にないんじゃないか

払うあれは当然、こういう事態はよく支店長も知っておりますし、ですけど、ちょっと待ってほしいというように、なんかちょっと私は記憶しているような感じがいたします。即刻、即日じゃなかったような気がいたします。というのは、逆に言いますと、富士銀行は即日だったんです。  
富士銀行は、即日、富士銀行が払ったということだけでも、東海銀行のほうは待ってくれと。  
ちょっと待ってほしいというように私はちょっと記憶しております。  
そのような融資取引は東海銀行秋葉原支店には関係がないと。したがって、払う必要はないんだと、こういったようなことは言われましたか。  
そういう感じはあまり私は受けませんでしたですね。銀行としては当然のような感じでありましたし、ただ、私は五〇億円という  
のは、これは推察でございまして、すぐその日のうちに金が支店として用意できたかどうか、用意できるのかできないかは分かりませんが、おそらく、そのへんならうなという感じはいたしました。だから、そんなこともあるかなというところで、私はなんか帰ったような感じがいたします。  
東海銀行秋葉原支店の支店長代理の森本享が勝手にやっているんだから、東海銀行側としてはあずかりしないことだというような話はありませんか。  
そういうような感じは一切なかったですね。  
東海銀行秋葉原支店のほうとしては、ただ、お金ができないんで待ってくれという感じだったということですか。  
いや、お金ができないということは言っておりませんが、銀行としてちょっと待って欲しいというのはそれ以外にないんじゃないか

オリックスアルファは東証二部上場の金銭貸付業者として、都市銀行である秋葉原支店と他行預金担保融資取引を行い、間違いのない秋葉原支店の「約束手形債権」の決済資金 100 億円の (B) 「通知預金通帳」とその通知預金を払い戻せる (C) 「預金払戻解約書」を所持しているのですから安心して支払いを待ちます。

オリックスアルファが、待てないのなら秋葉原支店に行き (A) 「約束手形」を提示して、決済資金 100 億円の (B) 「通知預金通帳」と、いつでも通知預金を払い戻せる (C) 「預金払戻解約書」を用いて通知預金の解約手続きをすれば、秋葉原支店は銀行法「善管注意義務」がありますから、日銀から資金調達してでも決済する。

ですからオリックスアルファは、平成 3 年 9 月 14 日から平成 4 年 1 月 16 日まで待ったのです。「債権譲渡契約書」で遅延損害金 14、6 % の日割り計算をして金 51 億 3457 万 1915 円、支払ってもらっている。

第 39 回公判証人、オリックスアルファ代表取締役社長 湯村 康氏は偽証罪に問われますから大蔵省「銀行局」の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関が一体となりデッチ上げた、第二幕、協力預金話でない、国債決済銀行 (BIS) を欺く「BIS 規制 8 %」クリア操作を立証する、他行預金担保融資の実態を証言した。

警視庁捜査二課・柳検察官・裁判官が、デッチ上げた「協力預金」名下の預金担保融資取引を借受名義人と取引することは、絶対にできません。大蔵省「銀行局」の指示でも東証二部上場企業として犯罪行為は絶対にできません。

そうでしょう。オリックスアルファは、秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ・マッシュと絶対に「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」と経済取引はしません。できません。秋葉原支店が店頭手形貸付取引をした預金担保債権のウェイアウトスポーツ・マッシュは名義人です。

柳検察官の主張する犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」の取引が存在しない「事実」を、平成 5 年 6 月 21 日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した、甲 18 - 10 号証「債権譲渡契約書」で立証した。

その証拠、甲18-10号証「債権譲渡契約書」です。

甲  
第  
一  
八  
号  
証  
の  
一  
〇



債権譲渡契約書

平成 4 年 1 月 1 6 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号  
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社  
代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区津三丁目21番24号  
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行  
代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社ウェアアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送付するものとする。  
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。

なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェアアウトスポーツ

以 上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」-00001(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」を立証した。

1、債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

## 2、 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	<b>129296-00001</b>
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」－00001(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6%（1億3457万4915円）で合意し「債権譲渡契約書」を締結した。

当然のこと『遅延損害金が14,6%』であれば、明らかな民事取引です。

この契約は、東海銀行取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが「有効」な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と承認した。

オリックスアルファも取締役会の承認を得て行われたものであり、取締役たちが承認した。

東海銀行の目的は、オリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結することで銀行ぐるみ偽造した「有価証券偽造」を立証した取引関係書類(原本)を「有効」な「約束手形債権」(CP)金融商品一式と「質権」－00001を確認した上で取引関係書類(原本)を回収することだったのです。

そして、ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円「数字」の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ公に被害金50億円に金利2億5000万円を付けて被害弁済する「粉飾決済」を為し、損害金として回収不能債権を一括償却する「粉飾決算」不正会計処理を図ったのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、

柳検察官は、この世に存在しない「犯罪」を立証する証拠をコピー偽造した。

柳検察官は、この世に存在しない「犯罪」をデッチ上げ「粉飾決算」した。

オリックスアルファが被害者になれる「金融犯罪」は何処にも存在しない。

オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行った事実が、取引に使用された預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式が立証した。

オリックスアルファが被害者になれる  
「金融犯罪」はこの世に存在しない！

その証拠は、オリックスアルファが平成3年6月13日～平成4年1月16日まで秋葉原支店以外に作成することが出来ない「BIS規制8%」クリア操作用の預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を所持していた事実です。

(第3部『室岡塾』で証拠書面、用語解説を提示しています。)

手形取引及び取引当事者の確認。

東海銀行とオリックスアルファは、この債権譲渡契約で譲渡の対象として「約束手形による貸付金」と明記されているように、東海銀行とオリックスアルファはこの契約によって、今回の融資が手形による取引であり、その債権は手形債権であることをお互いに認めた。

前述したとおり、この融資が手形による取引であることを認めたということは、手形取引の当事者が「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」であることをお互いに認めたということであり、債権譲渡契約第二条によって、東海銀行は「約束手形債権」(CP)金融商品一式を回収し、その手形取引の精算をしたということです。

そして、東海銀行は、質権ー00001預金担保債権を譲り受けたのであるから、質権の対象となる預金の存在までをもお互いに確認した。ここで、断言できることはオリックスアルファは平成3年6月13日、実行した本件詐欺事件に、関与することができない。

当然のこと本件詐欺事件の「被害者」になれません。

何故なら、オリックスアルファは平成3年6月13日、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の経済取引を大手金銭貸付業者として金融機関内限定の民事取引をシステムどおり行い、金利と手数料を得ていただけです。

検察官の主張する「欺罔」も「誤信」も「騙取」なく、起訴状、追起訴状にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がない。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのである。

そもそも「協力預金」資金融資の取引が存在しないことは、すなわち柳検察官が犯罪でも何でもないものを、民事不介入の大原則を無視し、あえて犯罪であるとデッチ上げた「職務犯罪行為」を「債権譲渡契約書」の金利が立証したのである。

重複しますが、第1章で述べたように『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して「有罪」を宣告する公判審理は絶対に開廷してはいけません。

信じられない「事実」信じたくない「現実」を立証します。

今更、申すまでもなく銀行業が公共性を持ち、銀行業務の適否は一国の信用秩序の維持、ひいては一国の経済運営に重大な影響がある。何よりも、民間企業である銀行の主たる「債権者は預金者」一般公衆なのである。

銀行は、債権者群を有しているので預金者の利益を法的に保護し、国民の預金という形態で個々の財産ないし資産形成に関し、当該財産の預かり主である銀行の全く自由意思に委ねることはせず、法律の下で政府が最小限度必要な監視、介入を行っている。

銀行法では「銀行経営の健全性を要請し、個々の銀行の組織、経営の在り方に対して、営業免許制度・自己資本充実の要請・銀行業務の範囲の明確化・役員の兼業制度等の規制を課し、**大蔵行政が日常の監督をする**」と条文化されている。

私が、29年闘い続けた相手は、はじめから『この世に存在しない』犯罪でした。はじめから『この世に存在しない』犯罪の無罪を立証することは、不可能です。

大変恐ろしい「事実」そして「現実」は、大蔵省「銀行局」の指示で裁判所が、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して「有罪」を宣告すれば、この世に存在する「犯罪」にできるのが「無法国家」の「証」です。

以上『**国家の闇**』を立証し、ここに告発します。